指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和2年7月10日

評 価 者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	かじがや障害者デイサービスセンター				
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日				
業務の概要	・障害者総合支援法(以下、「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護に関すること。・施設の維持管理に関すること。				
指定管理者	名称 :社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者:成田 哲夫 住所 :川崎市高津区久地3-13-1 電話:044-829-1829				
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課(内線:33821)				

2.「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等		
1	市民や利用者に十分な量 及び質のサービスを提供 できたか。	かじがや障害者デイサービスセンターは身体と知的の障害がともに重度である重複		
		障害のある利用者に対する支援を行う専門施設として、医療的ケアを要する方を含め		
		て多様な特性を有する利用者を積極的に受け入れ、一人ひとりの利用者の状態変化に		
		対応するとともに、家族の声を丁寧に素吸い上げて相談支援を行うことで、利用者・		
		保護者から高い信頼が寄せられている。増え続ける利用希望者と障害の重度化に対応		
		するため、十分な人員配置と高い支援技術が求められるが、そのための人員確保や研		
		修等による支援技術の向上に努め、量・質ともに十分なサービスを提供できている。		
2	当初の事業目的を達成することができたか。	利用者が安心して笑顔で通所できるよう、安全が確保された環境の下、新たなプロ		
		グラムを開発する一方で静養の時間を多く取り入れる等、利用者の満足度向上に努め		
		ている。また、当施設の特徴である祝日運営は、支援内容とともに、利用者・家族か		
		ら好評を得続けている。このように手厚い支援が求められている状況の中においても、		
		利用者一人一人の意思決定支援を基本とする様々な取組が実施されている。		
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	施設・設備の保守・管理については、委託業者により適切に行われ、また、報告さ		
		れた結果に基づき、優先度をつけて修繕・交換を行っている。		
		利用者に関わる事故については、事故対応マニュアルにて未然防止と事後対応を標		
		準化し、また、ヒヤリハットと事例の報告・共有を行っている。		
		災害等への対策については、合築の老人いこいの家と合同で避難訓練や施設独自の		
		洪水、水害も含まれるBCPの作成、家族との緊急連絡訓練など、地域や関係者とと		
		もに十分な備えを行っている。		
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	社会全体の障害理解の推進と協力関係構築のため、豊富な経験を有する立場として、		
		また、責任ある社会の一員として積極的な情報発信をはじめとする役割分担を意識し		
		た取組を進めることが求められる。また、人材確保が難しい中で、ゆとりを持ちなが		
		らダブルチェックなどを怠らないことでさらなる安全な支援を継続することが求めら		
		れる。		
5	非公募更新のための条件 を満たしているか (該当施設のみ)			

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果						
1	所管課による適切なマネ	3か月ごとのも	ニニタリングや年月	度報告書等、各種	報告に基づいて管	言理・運営の状況		
	ジメントは行われたか。	を把握に努めた。また、電話による聴き取りや必要に応じて実地調査を行い、問題解						
		決に向けて協議・指導を実施した。						
2	制度活用による効果はあったか	2000年度本には職員主員で周辺する事により、利用自				より、利用者の安		
	ったか。	心感につながっている。また、長期療養等により来所できない利用者が増えている中、						
		健康と心身機能の観察を丁寧に行い、専門的視点で迅速に対応している。						
		このような運営姿勢とサービス内容が利用者・保護者から評価され、高い利用率を						
		維持できた結果、安定性・継続性のある事業展開と収支状況を確保しており、さらな						
		るサービスの向上も期待できる。						
		【利用者数】						
			H28	H29	H30	R1		
		生活介護	25	25	23	24		
		(定員25名)						
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等	重度であり、た	かつ体調管理の難	しい利用者が元気	に通い続け、楽し	ノい毎日を過ごし		
	戦団・美旭万法、経賞寺 で見直すべき点はないか	ていただくには、より高度で適正な支援をするための人員の確保が求められており、						
		それを可能とするため、業務内容及び経費について、検証していく必要がある。						
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はない	生活介護のサービスを提供する事業については、民間により質の高いサービスが十分				ハサービスが十分		
	及を心用する未述はない	に提供されるようになってきたことから、合築の施設であることを踏まえ、令和3年						
	度から貸付による民営化を図ることとしている。							

4. 今後の事業運営方針について

「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画 第一次実施計画」に基づいて、令和3年度から10年間の貸付による民営化を図ることを予定しているが、今後も障害者を取り巻く状況の変化に対応可能な施設運営を行っていく必要がある。